令和　２年　１月２４日

各　　位

八戸市財政部資産税課長

住宅用家屋証明書の申請書類について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
みだしの件について、令和元年 11 月 11 日より運用が開始となりました不動産表示登記の電子申請に伴い、取扱いを下記のとおりお知らせいたします。

記

1　登記完了証について
不動産登記規則第 182 条第１項第１号に定める方法により取得した登記完了証を申請書類として認めます。
ただし、原本と相違ないことの確認として、登記申請人の代理人である土地家屋調査士が「この登記完了証は管轄法務局より電子送信されたファイルを印刷したものに相違ありません。」等の一文を記載し、併せて職印を押印している場合のみ認めることとします。（裏面の記載例を参考にしてください。）
また、原本証明したものは本体を添付してください。（原本証明を再度コピーしたものは添付しないでください。）

2　登記事項証明書について
インターネット登記情報提供サービスにより取得した照会番号及び発行年月日が記載された書類を登記事項証明書に代えることができます。
ただし、八戸市が当該照会番号等により電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成 11 年法律第 226 号）第 2 条第 1 項に規定する登記情報を確認できるときに、当該照会番号が記載された書類を提出等することにより登記事項証明書の提出に代えることができます。

3　運用開始年月日
上記１及び２の取扱いは、令和２年２月１日以降に提出される申請より適用します。

八戸市財政部資産税課　管理償却グループ
031-8686 青森県八戸市内丸一丁目１－１
電話 0178-43-9037（ダイヤルイン）
FAX 0178-41-2055
shisan@city.hachinohe.aomori.jp

（注）１　「登記の年月日」欄は、表示に関する登記が完了した場合に記録されます。
２　「不動産」欄に表示されている不動産のうち、下線のあるものは、登記記録が閉鎖されたことを示すものです。
３　「申請情報」欄に表示されている内容は、申請人又はその代理人から提供を受けた申請情報を編集したものです。最終的な登記の内容は登記事項証明書等により確認してください。
４　この登記完了証は、登記識別情報を通知するものではありません。

以上

オンライン交付された登記完了証の原本証明（記載例）

令和●年▲▲月◆◆日
青森地方法務局八戸支局
登記官　　　　　　　　　　　　登　記　太　郎

この登記完了証は管轄法務局より電子送信されたファイルを印刷したものに相違ありません。
令和　☆年△△月□□日　土地家屋調査士　〇〇　〇〇　職印